

(2) 羊頭狗肉、東北アジア歴史財団編『日本の偽りの主張「独島の真実」』について

下條 正男

韓国の「東北アジア歴史財団」は2019年10月17日、「日本の偽りの主張『独島の真実』」を財団のホームページに掲載した。だがそれを「羊頭狗肉」と形容するのには理由がある。今回刊行された『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「東北アジア歴史財団」が2012年に公開した『日本人が知らない独島10のポイント』に財団理事長の金度亨氏の「刊行の辞」を新たに加え、看板を『日本の偽りの主張「独島の真実」』と書き換えただけだからだ。

その「刊行の辞」で、金度亨氏は日本を「近くて遠い国」とし、その理由を「1965年の韓日国交正常化」の時は歴史問題を解決できなかったが、最近の日本は、その「歴史の傷口を抉り」、独島を日本領と主張しているとした。金度亨氏によると、日韓が「近くて遠い」関係になった責任は、日本にあるのだという。そのため本書のもう一つのタイトルも、『日帝侵奪史を正しく知る』となっている。

だが『日本人が知らない独島10のポイント』で主張された内容は、何れも事実無根であったことは、すでに「島根県竹島問題研究会」のサイト上に『韓国が知らない10の独島の虚偽』（注1）として公開済みである。

しかし今回の『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その論駁された事実には触れず、反論もしていない。駝鳥という鳥は、何か不都合なことが起こると藪の中に頭を隠し、現実を無視するという。その類の現象を「駝鳥症候群」と称するそうだが、『日本の偽りの主張「独島の真実」』はそれに近いものがある。

「東北アジア歴史財団」の金度亨理事長は、その「刊行の辞」で「我々財団ではこれを修正、補完して『日本の偽りの主張「独島の真実」』という名で発行しました」としているが、修正と補完といっても、活字が少し大きくなり、一部の写真を差し替えた程度である。それを金理事長は、「独島をさらに深く正確に理解する機会となることを望んでいる」としているが、すでに旧著の段階で、その誤りが明らかにされている。『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「看板に偽りあり」なのである。

そこで本稿では、その『日本の偽りの主張「独島の真実」』の誤謬を改めて論証し、江湖の批判を俟つことにした。論駁の順序としては、最初に韓国側が批判する『竹島問題を理解する10のポイント』（外務省編纂）の主張を示して、次いで「東北アジア歴史財団」の反論（「日本の主張はここが嘘」）を要約し、最後に『日本の偽りの主張「独島の真実」』の誤りを反証することにした。

(1) 日本の偽りの主張1

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「日本は古くから竹島の存在を認識していました」

【日本の主張はここが嘘】「日本は古くから独島を韓国の領土と認識」

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、逆に日本が古くから「独島を韓国の領土と認識」

していたとして、次の三点を論拠に、日本の主張を批判している。

①日本政府は1846年版の『改正日本輿地路程全図』を根拠に、独島が日本領だったと主張するが、1779年の初版をはじめ、正式版では鬱陵島と独島が日本の経緯度線の外に描かれている。さらに『改正日本輿地路程全図』には、日本の西北の境界は隠岐島という『隠州視聴合紀』（1667年）の文句が書き込まれている。これは独島を日本の領土と認識していなかった証拠である。

②日本は1905年に独島を不法に編入するまで、独島を日本領と認識していなかった。『朝鮮国交際始末内探書』（1870年）では、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」としているのも、日本は鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認識していた。

③1877年の「太政官指令」では「竹島外一島之儀本邦関係これなし」としており、日本の太政官は「竹島外一島」を日本とは関係がないとした。それは島根県が提出した『磯竹島略図』を見れば、この一島が松島（独島）であることが分かる。

【(1)の①に対する反証】

ここで日本が、「独島を日本の領土と認識していなかった」論拠にされたのが、『改正日本輿地路程全図』（1779年）である。その根拠は、「初版をはじめ、正式版では鬱陵島と独島が日本の経緯度線の外に描かれている」点。長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』には、「日本の西北の地は、此州を限りとする」として、隠岐島を「西北の地」とした『隠州視聴合紀』から「見高麗如自雲州望隠岐」が引用されている点。この二点に依拠して、日本は「古くから独島を韓国の領土と認識」していた、と反論したのである。

だがこれはためにする論議である。長久保赤水が『改正日本輿地路程全図』に鬱陵島と竹島を描いたのは、鬱陵島と竹島を「我が版図」と認識していたからで、「経緯度」や彩色の有無は関係がない。水戸藩による『大日本史』の編纂事業に参画した水戸藩士の長久保赤水は、その「地理志」（「隠岐国条」）（注2）で次のように記していからだ。

「すでに竹島と曰ひ、松島と曰ふ。我が版図たること、智者を待たずして知れるなり」

長久保赤水は、竹島と松島を「我が版図」と認識していた。従って、『改正日本輿地路程全図』の初版本や正式版で鬱陵島と竹島が経緯度線の外に描いていて点や、彩色の有無を根拠に、長久保赤水は「独島を日本の領土と認識していなかった」と断ずるのは、歴史を無視した憶説なのである。

これは隠岐島を「日本の西北の地」としたとする『隠州視聴合紀』の解釈も、正しくなかった、ということである。

長久保赤水が、『改正日本輿地路程全図』に竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）を描いた際、参考にしたのが齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』だからである。その長久保赤水が、竹島（鬱陵島）を「我が版図」とした事実は、齋藤豊仙もまた「日本の西北の地」とした「此州」を、竹島（鬱陵島）と解釈していたことになるのである。

この事実は、これまで『隠州視聴合紀』の「此州」を鬱陵島としてきた韓国側の主張に、修正を迫るものである。近年は、池内敏氏が「此州」（注3）を隠岐島としたことを奇貨とし、「此州」

を隠岐島としているが、その池内氏の解釈には誤りがあったことになる。

長久保赤水が、齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』を根拠に竹島（鬱陵島）を「我が版図」とする以上、齋藤豊仙の「此州」もまた鬱陵島としなければならないからだ。

事実、齋藤豊仙が「日本の乾（北西）の地は、此州を限りとする」として、竹島（鬱陵島）を日本の国界としたのには理由があった。『隠州視聴合紀』（「国代記」）の著者の齋藤豊仙は、「隠州」の位置を説明する際に、隠岐島を基点として、そこから東西南北に放射線状に延長し、到着した先の日本の地をその距離とともに表記して、隠岐島の位置を明確にしようとしていた。そこで齋藤豊仙は、「これ（西郷）より南、雲州美穂関に至ること三十五里。辰巳（南東）、伯州赤崎浦に至ること四十里」等とし、その先に日本の領地がなければ、「子より卯に至るまで、往くべき地なし」とした。戌亥（北西）については、次のように記述していたのである。

「戌亥の間、行くこと二日一夜に松島がある。また一日の距離に竹島〔中略〕がある。この二島は、無人の地で、高麗が見られることは、雲州から隠岐を望み見るようである。そうであるから日本の乾（北西）の地は、此州を以って限りとする」

ここで「日本の乾（北西）の地」の限りとされた条件は、高麗（朝鮮）が見えることである。これは隠岐島の「戌亥（北西）の間」にある松島（現在の竹島）と竹島（鬱陵島）の内で、「高麗（朝鮮）が見える」島が、「此州」（注4）だということである。齋藤豊仙が『隠州視聴合紀』で、「日本の乾（北西）の地は、此州を以って限りとする」としていたのは、「高麗（朝鮮）が見える」竹島（鬱陵島）なのである。

長久保赤水が、齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』（「国代記」）を参考に、竹島と松島を『改正日本輿地路程全図』に描き、竹島（鬱陵島）を「我が版図」としたのは、齋藤豊仙も「高麗（朝鮮）が見える」鬱陵島を、日本領と認識していたからである。

それを池内敏氏は、奇抜な論理で「此州」を隠岐島としていた。池内敏氏は、『隠州視聴合紀』の「元谷村」条から「隠州戌亥之極地」（隠州は北西の極地である）の文言を探し出すと、それを根拠に「国代記」の「此州」は、隠岐島だとしたのである。だが「元谷村」条の「極地」は、日本本土を基点に、隠州（隠岐島）を「北西の極地」としたもので、隠岐島を基点とした「国代記」の「日本の乾（北西）の地」とでは立脚点が違っている。「国代記」の「此州」と「元谷村」条の「隠州」は、見ている位置が日本本土と隠岐島とで違うのである。これは「舟に刻みて剣を求む」の類である。池内敏氏は、『隠州視聴合紀』の「元谷村」条に「隠州戌亥之極地」の文言があると、それを根拠に、「国代記」の「此州」を「隠州」（隠岐島）として、詭弁を弄したのである。

だがその解釈が正しくないことは、長久保赤水が齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』に倣って「此州」（鬱陵島）を「我が版図」とし、それを『改正日本輿地路程全図』に描いた事実でも明らかである。『改正日本輿地路程全図』は、「独島を日本の領土と認識していなかった証拠」にはならないのである。

【(1) の②に対する反証】

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、『朝鮮国交際始末内探書』（1870年）の調査項目に「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」とあると、それを文字通り解釈して、日本が竹島と松島を朝

鮮領としていた証拠とした。

だがその解釈は、杜撰の極致である。それは『朝鮮国交際始末内探書』の本文を読めば、そのような結論には至らないからだ。調査項目の本文では、「この儀、松島は竹島の隣島にして松島の儀に付き、これまで記載せし記録もなく」として、「松島（現在の竹島）が朝鮮領になった記録はない」と明言しているからだ。従って、『朝鮮国交際始末内探書』を根拠に、日本が竹島（独島）を韓国領としていたとはいえないのである。

韓国側の竹島研究では、文献批判を怠り、文献を恣意的に解釈する傾向がある。『朝鮮国交際始末内探書』の解釈では、文献批判を行なったのか疑問である。この『朝鮮国交際始末内探書』は、明治2年（1869年）から翌年に掛け、佐田白茅・森山茂・齋藤榮等が明治政府の命で対馬島と朝鮮に赴き、朝鮮及び対馬藩との関係を調査した報告書である。

だが「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」は、日本政府が命じた当初の調査項目（注5）にはなかった。これは佐田白茅等が追加した項目である。そこに「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」を加えたのは、朝鮮事情だけでなく、朝鮮と対馬藩との交際を調査することが求められていたからである。その対馬藩に滞留中、佐田白茅等が得た結論が、「松島の儀に付き、これまで記載せし記録もない」だったのである。佐田白茅等は、竹島（鬱陵島）に関しては朝鮮領としたが、松島（竹島）については、朝鮮領とは認めていなかったのである。

それを「日本は1905年に独島を不法に編入するまで、独島を日本領と認識していなかった」とするのは、調査項目である「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」の字面だけで、文献を解釈するからである。

『朝鮮国交際始末内探書』の本文で、「松島の儀に付き、これまで記載せし記録もなく」と報告している以上、「日本は古くから独島を韓国の領土と認識」していた証拠としては使えないのである。

【(1) の③に対する反証】

1877年、「太政官指令」で「竹島外一島之儀本邦関係これなし」とした際、参考にされたのが「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」と『磯竹島略図』である。確かに島根県が提出した『磯竹島略図』を見ると、「竹島外一島」とされた竹島と外一島は、現在の鬱陵島と竹島である。

だがそれだけを根拠に、太政官が「竹島外一島」とした島嶼と『磯竹島略図』に描かれていた島嶼が、同じであったと断言ができないのである。それは現在の竹島が新島として島根県に編入される際、隠岐島司の東文輔が次のように述べているからだ。

鬱陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其実ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第ニ有之候。
左スレハ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該当スヘキモノ無之。依テ従来誤称シタル名称ヲ転用シ、
竹島ノ通称ヲ新島ニ冠セシメ候方可然ト存候（注6）

隠岐島司の東文輔によると、竹島は本来、鬱陵島の通称だったが、海図等では、鬱陵島が松島と表記されている、というのである。

事実、シーボルトの『日本全図』（1840年）では、アルゴノート島を竹島とし、ダジュレート島を松島としたことから、後の海図や地図でも鬱陵島を松島と表記することになった。それもシーボルトの『日本全図』では、松島の位置を鬱陵島の経緯度である「北緯37度25分・東経130

度 56 分」とし、竹島と表記されたアルゴノート島の緯度と経度は、「北緯 37 度 52 分・東経 129 度 20 分」であった。

だが「北緯 37 度 52 分・東経 129 度 20 分」には島嶼が存在しておらず、竹島（独島）は「東経 131 度 55 分」に位置している。この事実は、シーボルトの『日本全図』には、現在の竹島（独島）は描かれていなかったということなのである。

これは太政官指令で「竹島外一島」とされた当時の海図や地図に描かれた島嶼と、島根県が提出した『磯竹島略図』の磯竹島（鬱陵島）・松島（現在の竹島）とは、同じではなかったということの意味している。それもシーボルトが「竹島」としたアルゴノート島は、1863 年版の英国海軍の海図（注 7）では破線で描かれ、所在不明（「PD」・Position Doubtful）とされていた。シーボルトの『日本全図』から始まった竹島（アルゴノート島）は、「太政官指令」が出される前年の英国海軍の海図（1876 年版）（注 8）では消滅し、松島と表記された鬱陵島とリアンクール岩（現在の竹島）が描かれている。

この事実は、島根県が提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」と『磯竹島略図』だけで、太政官指令の「竹島外一島」を判断してはならない、ということなのである。

それは「太政官指令」が下される前年（1876 年）3 月、日本でも海軍省水路局製図課長心得の大後秀勝が製図した『大日本海陸全図聯接朝鮮全国並樺太』（以下、『大日本海陸全図』）が刊行されており、そこではロシアの海図に従って、松島（鬱陵島）と現在の竹島を「ヲリウツ瀬」・「メ子ライ瀬」と表記しているからだ。

「太政官」が、「竹島外一島之儀本邦関係これなし」と指令した時、海外の海図等では鬱陵島を松島として、竹島（独島）は「ヲリウツ瀬」・「メ子ライ瀬」、「リアンクール島」等と表記していたのである。この事実は、太政官指令の「外一島」の松島は、現在の竹島（独島）ではなかったということなのである。

その松島が鬱陵島であったことが確認されたのは明治 13 年（1880 年）9 月 13 日、松島を測量した天城艦によってである。さらに明治 14 年 8 月、外務省囑託の北澤正誠は、『竹島考証』（1881 年）で松島を「鬱陵島」のこととし、竹島を鬱陵島東 2 キロの「竹嶼」としたのである。

1877 年の太政官指令で「本邦関係これなし」とした松島は、竹島（独島）ではなかったのである。

その事実を語ったのが、隠岐島司の東文輔である。東文輔が「鬱陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其実ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第」としたのは、以上のような経緯を述べていたのである。そこで東文輔は、日本領に編入する新島（竹島）には、「従来誤称シタル名称ヲ転用シ、竹島ノ通称ヲ新島ニ」付けるべきだとして、かつての鬱陵島の呼称であった竹島を新島の島名とするよう提案し、樹木の生えない竹島が誕生したのである。

(2)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する 10 のポイント」の主張】

「韓国が昔から独島を認識していたという根拠はない」

【日本の主張はここが嘘】「韓国の明白な独島認識、古文献と古地図が証明」

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、旧著（『日本人が知らない独島 10 の真実』）に一字一句付け加えることなく、その論拠を次のように記している。

独島は晴れた日には鬱陵島から肉眼でも見ることができる。このような地理的特徴によって、独島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきた。『世宗実録』「地理志」(1454年)には、「于山(独島)と武陵(鬱陵島)の二つの島が県の東の海中にある。二島は互いに距離が遠くなく、天気が良ければ望み見ることができる。新羅時代には于山国と称したが、鬱陵島ともいう」と記されており、鬱陵島から独島が見えるという事実とともに、于山島が于山国に所属していたことがわかる。

于山島が独島であるという記録は『新增東国輿地勝覧』(1531年)、『東国文献備考』(1770年)、『萬機要覧』(1808年)、『増補文献備考』(1908年)など、韓国の多くの官撰史料に見られる。

【(2) に対する反証】

だがここで列挙された文献の中には、「韓国の明白な独島認識、古文献と古地図が証明」できるものはない。それは『世宗実録』「地理志」の記事と、「独島は晴れた日には鬱陵島から肉眼でも見ることができる」とした地理的与件とは、関係がないからだ。

それを『世宗実録』「地理志」の記事と地理的与件とを結びつけ、「韓国の明白な独島認識、古文献と古地図が証明」しているとするのは、古文献や古地図にある于山島を何としても独島にしたいからであろう。しかし『世宗実録』の「地理志」は、「地理志」としては未定稿に属し、于山島の所在も明確にしていない。これは于山島に関しては、いかようにも解釈ができることを意味している。韓国側が『世宗実録』の「地理志」を論拠にするのは、その曖昧さを利用して、于山島を独島(竹島)と強弁することが出来るからだ。

だがその論理も、『世宗実録』「地理志」等を底本として編纂された『東国輿地勝覧』(後に『新增東国輿地勝覧』)と比較すれば、自壊してしまうのである。『東国輿地勝覧』の分註では「一説于山鬱陵本一島」とし、『世宗実録』「地理志」と同時代の『高麗史』(「地理志」)の分註では「一云于山武陵本二島」としているからだ。分註で問題になっていたのは、于山島が鬱陵島かどうかで、竹島(独島)ではない。それに『世宗実録』「地理志」と同時代の古文献では、竹島(独島)には言及していない。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、『世宗実録』「地理志」の「見える」を「鬱陵島から独島が見える」と解釈しているが、『新增東国輿地勝覧』にも同じ「晴れた日には歴々見える」とした記述がある。だがその「歴々見える」は、鬱陵島を管轄する蔚珍県から鬱陵島が「見える」と読むのである。それに後世の『輿地図書』や『大東地志』の本文からは、于山島が消えている。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』が、『世宗実録』「地理志」に依拠して、「鬱陵島から独島が見えるという事実とともに、于山島が于山国に所属していたことがわかる」としたのは、于山島に関する記述が曖昧だからである。『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その所在が曖昧な于山島と、「独島は晴れた日には鬱陵島から肉眼でも見ることができる」地理的与件を結びつけ、地理的与件によって『世宗実録』「地理志」の「見える」を解釈するという、本末転倒の論法を思いついたのである。

これは文献批判を怠った結果で、その非学術的な手法は、「于山島が独島であるという記録は『新增東国輿地勝覧』(1531年)など、韓国の多くの官撰史料に見られる」とした文献の解釈で

も繰り返されている。

朝鮮時代の官撰史料で、「于山島が独島である」とするのは、1770年に編纂された『東国文献備考』（「輿地考」）が最初で、唯一の文献である。しかしその『東国文献備考』（「輿地考」）にある分註（「蔚陵・于山、皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」）は、編纂の過程で、『輿地志』からの引用文（「蔚陵島と于山島は同じ島である」）が改竄されたもので、何ら証拠能力がないのである。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、『萬機要覽』（1808年）、『増補文献備考』（1908年）等、韓国の多くの官撰史料に見られる」としているが、それらは『東国文献備考』からの引用か増補版で、『東国文献備考』と同様、証拠能力はないのである。

そこで『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、次のような論理を開発して、不都合な事実の隠蔽に努めたのである。

『新增東国輿地勝覧』に添付されている「八道総図」では、東海に蔚陵島と于山島（独島）の二つの島が描かれている。位置が正確ではないものの、二つの島が描かれているということは、当時二島の存在を明らかに認識していたということの意味する。そして、『東国地図』など18世紀以降に描かれた地図は、すべて于山島を蔚陵島の東に描いているなど、独島の位置・形態が漸次正確になっている。

ここでは『新增東国輿地勝覧』の「八道総図」と、『東国地図』に描かれた于山島を同一の島とする前提に立ち、『東国地図』に描かれた于山島を根拠として、「八道総図」の于山島を独島としている。しかし『新增東国輿地勝覧』の于山島は、その分註で「一説于山蔚陵本一島」とされ、後世の地志からは于山島の名は削除されている。それは『新增東国輿地勝覧』の于山島と蔚陵島が同島異名の島だったからで、事実、韓百謙の『東国地理誌』では蔚陵島を于山島とし、李孟休の『春官志』では于山島を蔚陵島の別称としている。さらに時代が下って、『輿地図書』や金正浩の『大東地志』になると、于山島そのものが本文から消えている。

一方、鄭尚驥が『東国地図』に描いた于山島は、朴錫昌が1711年に作図させた『蔚陵島図形』の「所謂于山島」に由来する竹嶼である。その竹嶼は、蔚陵島の東約2kmにある小島で、独島とは関係がない。『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、『東国地図』に描かれた于山島が竹嶼であった事実には触れていない。朴錫昌の『蔚陵島図形』の存在を隠して、「八道総図」の于山島（蔚陵島）と「東国地図」の于山島（竹嶼）を結びつけ、それを独島とするのは（注9）、欺瞞である。

鄭尚驥が『東国地図』に描いた于山島は、朴錫昌の『蔚陵島図形』（「所謂于山島」）に由来する竹嶼である。その竹嶼は、蔚陵島の東約2kmにある小島で、独島とは全く関係がない。旧稿の『日本人が知らない独島10の真実』もそうだったが、『日本の偽りの主張「独島の真実」』でも、その不都合な事実には沈黙している。竹嶼を「所謂于山島」とした朴錫昌の『蔚陵島図形』の存在を隠蔽し、「八道総図」の于山島と「東国地図」の于山島（竹嶼）を根拠に、それを独島とするのは歴史に対する冒瀆である。

(3) 日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「日本は17世紀半ばには独島の領有権を確立した」

【日本の主張はここが嘘】「幕府と鳥取藩は鬱陵島と独島を朝鮮領と認識」

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、旧著（『日本人が知らない独島10の真実』）に一字一句付け加えることなく、その論拠を次のように記している。

渡海免許は自国の島に渡るためには必要ない文書であり、これはむしろ日本が鬱陵島・独島を日本の領土と認識していなかったという事実を証拠立てるものである。

17世紀半ばの日本の文献である『隠州視聴合紀』（1667年）には、「日本の西北の境界を隠岐島とする」と記されている。これは当時日本が鬱陵島・独島を自国領と考えていなかったことを表わしている。

さらに、安龍福事件で朝鮮と日本両国間に領土問題が起るや、江戸幕府は鳥取藩に「竹島（鬱陵島）外に鳥取藩に属す島はあるか」と尋ねた。これに対し、鳥取藩は「竹島（鬱陵島）・松島（独島）はもちろんそのほかに鳥取藩に属す島はありません」と回答し、鬱陵島と独島が鳥取藩に属さないことを明らかにした。

このような調査結果を土台として、江戸幕府は1696年1月28日、日本人の鬱陵島方面への渡海禁止令を下した。つまり、日本政府の主張とは異なり、17世紀末、日本は鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認めたのである。

【(3) に対する反証】

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「竹島渡海免許」と海外渡航許可書とされた「朱印状」を混同しているようである。例えば、徳川家康の朱印状には、「自日本国到交趾国舟也」等と墨書し、そこに日付と「源家康忠恕」の朱印が押されている。

「竹島渡海免許」は、鳥取藩の「返答書」に「松平新太郎領国之節、御奉書を以て仰付けられ候旨、承り候」とある通り、元和四年（1618年）、松平新太郎（池田光政）が姫路から因幡伯耆（鳥取藩）に入封する際、鳥取藩米子の大谷・村川家が、監使役の阿部四郎五郎正之に斡旋を依頼して、幕府から下された「老中奉書」である。「竹島渡海免許」には、下記のように老中の連署があり、そこには松平新太郎宛に、次のように認められていた。

「従伯耆国米子、竹島江先年船相渡之由に候。然者如其今度致渡海度之段米子町村川市兵衛大屋甚吉申上付而達上聞候之處不可有異儀之旨被仰出候間被得其意渡海之儀可仰付候 恐々謹言

永井信濃守

井上主計守

土井大炊頭

酒井雅楽頭

松平新太郎殿

「竹島渡海免許」の宛先は鳥取藩主の松平新太郎である。この時、鳥取藩米子の大谷・村川家

に竹島への渡海が許されたのは、免許の中にも「竹島江先年船相渡之由に候」とあるように、大屋（大谷）甚吉が越後から帰帆の際、遭難して鬱陵島に漂着し、そこが無人の宝庫と知ったことが発端であった。そこで幕府に渡海を願い出たところ、渡海が許されたのである。

その後、大谷・村川家では輪番で鬱陵島に渡り、渡海の際には鳥取藩から「往来手形」を発行され、アシカ猟のための鉄砲を借り受けていた。

1693年、大谷家が鬱陵島に渡ると、すでに安龍福等が漁労活動をしていた。大谷家の船頭等は安龍福と朴於屯を日本領の侵犯の証拠として連れ帰った事件が、後に竹島（鬱陵島）の帰属問題に発展するのである。

この鬱陵島の帰属を巡る日朝交渉は、1696年1月、幕府が渡海禁止をすることで解決を見た。それに先立ち、江戸幕府は12月24日、鳥取藩に対して「因州伯州江附属候竹嶋者、いつの頃より両国江附属候哉」、「竹嶋之外両国江附属之嶋有之候哉」と書付で尋ね、鳥取藩では翌25日、「竹嶋者、因幡伯耆附属ニ而者無御座候」、「竹嶋松嶋其外両国江附属之嶋無御座候」と返答している。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、この鳥取藩の返答を根拠に、日本は鬱陵島と独島を朝鮮の領土とした、と解釈したのである。

だがそれでは歴史の真実は見えてこない。鳥取藩からの「返答書」には、「松平新太郎領国之節」とした記述があるからだ。これは松平新太郎（池田光政）が播磨の姫路藩から因幡伯耆（鳥取藩）に国替えとなり、鳥取藩に入封した元和四年3月14日以後という意味だからだ。

そしてこの一文には、鳥取藩が「竹島（鬱陵島）・松島（独島）はもちろんそのほかに鳥取藩に属す島はありません」と回答した理由がある。「竹島渡海」が大谷・村川家に許される以前に、すでに鳥取藩の知行地は決まっていたからだ。池田光政が、因幡伯耆（鳥取藩）を幕府から給与されたのは元和三年（1617年）3月6日（注10）である。この事実、鳥取藩（因幡伯耆）の領地には、最初から鬱陵島は含まれていなかったことを意味している。

そのため幕府から「両国江附属之嶋有之候哉」と尋ねられれば、鳥取藩としては「因幡伯耆附属ニ而者無御座候」と返答したのである。それを日本が「鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認めたもの」とするのは、「返答書」の拡大解釈である。

それにこの時の鳥取藩の藩主は、池田光政の分家筋に代わっていた。そこで鳥取藩としては、幕府から「先祖領地被下候以前より之儀候哉、但其以後より之儀候哉」と尋ねられれば、「松平新太郎領国之節、御奉書を以被仰付候旨承候」と応え、「其以前渡海仕候儀も有之候様承候得共、其領相知不申候」としか、返答の仕様がなかったのである。

これは松島（現在の竹島）の場合も、同様であった。鳥取藩の領地は、松平新太郎の時に決まっていたからで、松島も最初から知行地には含まれていなかった。鳥取藩としては、その事実を答えたまでである。それを「幕府と鳥取藩は鬱陵島と独島を朝鮮領と認識」していたと解釈したのは、日本史に対する理解が不足していたのであろう。

なお「安龍福事件」と江戸幕府の「竹島渡海禁止令」については、後述することにする。

(4) 日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「日本は17世紀末、鬱陵島への渡航を禁止したが、独島への渡航は禁止しなかった」

【日本の主張はここが嘘】

「独島は鬱陵島の附属島嶼であるため、別途の渡海禁止措置は不必要」

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その論拠として、次のように述べている。

大谷家の文書を見ると、「竹嶋（鬱陵島）近辺松嶋（独島）」（1659年）、「竹嶋（鬱陵島）内松嶋（独島）」（1660年）等の記録に見られるように、昔の日本人は独島を鬱陵島の附属島嶼と考えていた。

従って1696年1月、「鬱陵島渡海禁止」には、当然、「独島渡海禁止」も含まれていた。

【(4) に対する反証】

この「竹島（独島）を鬱陵島の属島」とするのは、旧著（『日本人が知らない独島10の真実』）以来、一貫して主張されてきた論理である。それは『東国文献備考』「輿地考」（1770年）の分註に、「輿地志に云う、鬱陵・于山は皆な于山国の地。于山は倭の所謂松島（現在の竹島）なり」とあるため、竹島（独島）を鬱陵島の属島とする先入見があるからである。

だがこの『東国文献備考』の分註は、底本となった柳馨遠の『東国輿地志』では、「于山鬱陵本一島」となっていた。それが『東国文献備考』（「輿地考」）の編纂過程で、「于山国に鬱陵島と于山島があり、于山島は日本の松島（独島）である」と改竄されていたのである。

勿論、『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その不都合な事実には触れていない。そこで外務省の「竹島問題を理解する10のポイント」で、「幕府は鬱陵島への渡海を禁じたが、独島への渡海を禁止したわけではない」とすると、その反論として浮上したのが、竹島を鬱陵島の属島とする論理であった。

しかし幕府の『渡海免許』には、「竹嶋（鬱陵島）江先年船相渡之由候」と明記され、渡海を禁じた『奉書』には「向後、竹嶋江渡海之儀、制禁可申付旨、被仰出候」と記されていた。『渡海免許』の対象は鬱陵島で、そこには付属島嶼としての独島（竹島）の記述はない。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、『奉書』には、渡海が禁じられた鬱陵島には属島としての独島（現、竹島）が含まれ、独島への渡海も禁止された」と、したのである。

そこで『日本の偽りの主張「独島の真実」』が掲げた根拠が、大谷家の文書にある「竹嶋近辺松嶋」、「竹嶋之内、松嶋」の文言である。それを根拠に、「昔の日本人は独島を鬱陵島の附属島嶼と考えていた」。「鬱陵島渡海禁止措置には当然、独島渡海禁止も含まれていた」と憶断したのである。

だが「竹嶋近辺松嶋」や「竹嶋之内、松嶋」だけでは、松嶋（竹島）を鬱陵島の付属島嶼とすることはできない。

川上健三氏の『竹島の歴史地理学的研究』（1966年）によると、「竹嶋近辺松嶋」と「竹嶋之内松嶋」の前後には、それぞれ「来年御手前舟、竹嶋へ渡海、松嶋へも初而舟可被指越之旨」、「竹嶋渡海筋、松嶋への小舟の儀」等の記述があるからだ（注11）。前者には「来年、竹嶋（鬱陵島）に渡海する際、松嶋（竹島）へも初めて舟が送られ」の意味があり、後者の「竹嶋渡海筋、松嶋への小舟の儀」は、文字通り「鬱陵島への渡海の道筋に松嶋（竹島）が在る」としている。「竹嶋近辺松嶋」、「竹嶋之内、松嶋」の字面だけで、松嶋（竹島）を鬱陵島の付属島嶼とすることはできないのである。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「竹嶋近辺松嶋」・「竹嶋之内、松嶋」とあると、その

字面を恣意的に解釈して、松嶋を鬱陵島の属島としたのである。だが鬱陵島と松嶋の位置関係は、松江藩の齋藤豊仙が著した『隠州視聴合記』（「国代記」）で確認ができる。そこでは隠岐島から松島（現、竹島）までの距離は「行二日一夜」、松島（現、竹島）から竹島（現、鬱陵島）までは「一日の程」があるとしている。「一日の程」も離れた島を属島と呼ぶのは無理がある。

それは鳥取藩から幕府に提出された12月25日付の『伯耆守江段々相尋候付、又々書付差出候覚』（注12）でも、「右松嶋、（中略）竹嶋江渡海之筋ニ在之嶋ニ而御座候」として、松嶋を竹嶋に渡る途中の島と見ているからだ。また元禄九年（1696年）正月23日付の松平伯耆守の覚でも、「松嶋へ獵に参候儀、竹嶋へ渡海の節、通筋にて御座候故、立寄獵仕候」（注13）として、松嶋を鬱陵島に渡る「通筋」の島と認識していた。

当時は松嶋（現、竹島）を「竹嶋江渡海之筋ニ在之嶋」、「竹嶋へ渡海の節、通筋にて御座候」と見ており、「独島を鬱陵島の附属島嶼と考えて」はいなかったのである。

「独島を鬱陵島の附属島嶼」とする『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「竹嶋近辺松嶋」、「竹嶋之内、松嶋」といった一部の記述に注目し、史料の全体を見ることなく、史料を恣意的に解釈していたのである。

(5) 日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「安龍福の供述には信憑性がない」

【日本の主張はここが嘘】

安龍福の供述には信憑性があるとして、『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、次のように述べている。

「安龍福の陳述、韓国と日本の文献が立証」

安龍福の渡日活動によって、朝鮮と日本の中で鬱陵島の所属に関する論議があった。結果的に江戸幕府は鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認めた。安龍福の活動についての朝鮮と日本の記録に若干の差があるものの、このような理由だけで安龍福の陳述自体に信憑性がないとするのは不当である。

※安龍福の渡日活動については、『肅宗実録』、『承政院日記』、『東国文献備考』など、韓国の官撰書と『竹嶋記事』、『竹嶋渡海由来記抜書控』、『因府年表』、『竹島考』など日本の文献に記録されている。

1696年の安龍福の二度目の渡日活動について、『肅宗実録』は安龍福が鬱陵島で遭遇した日本の漁師に、「松島は于山島（独島）で朝鮮の領土」であると主張し、日本に渡って日本人の侵犯に抗議したと記録している。

2005年、日本の隠岐島で発見された、安龍福の渡日活動に関する日本側の調査報告書である『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』は、安龍福が竹島（鬱陵島）と松島（独島）が朝鮮の江原道所属であると主張したと記録している。この記録は『肅宗実録』に出てくる安龍福の陳述内容を裏づけるものである。

日本は、1696年5月に鬱陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述についても、渡海禁止が1月に下ったことを根拠に嘘だと主張している。しかし、1月に下った幕府の渡海禁止令は大谷・村川両家に直ちに伝達されたわけではない。朝鮮にも同年10月になってから伝えられた。

従って渡海禁止令が下ったのが1月であったという理由だけで安龍福の陳述が嘘であるという日本の主張は妥当とはいえない。

【(5) に対する反証】

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、次の三点を根拠に、「安龍福の供述には信憑性がない」とする日本の主張を嘘とした。その論拠の第一点、「安龍福の渡日活動によって、(中略)結果的に江戸幕府は鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認めた」。第二点、「安龍福の二度目の渡日活動について、『肅宗実録』は安龍福が鬱陵島で遭遇した日本の漁師に、「松島は于山島(独島)で朝鮮の領土」と主張し、日本に渡って日本人の侵犯に抗議したと記録して」いる。『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』には、安龍福が竹島(鬱陵島)と松島(独島)を朝鮮の江原道所属と主張した記録があり、『肅宗実録』に出てくる安龍福の陳述内容を裏づけるもの」だ。第三点、「日本は、1696年5月に鬱陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述についても、渡海禁止が1月に下ったことを根拠に嘘だと主張」する。だが「渡海禁止令が下ったのが1月だったという理由だけで安龍福の陳述が嘘という日本の主張は妥当」でない。

以上、三点からも明らかなことは、安龍福の供述は、それが今日の竹島問題の究極の争点となっているという事実である。

だが結論からいうと、「安龍福の渡日活動」とされている安龍福の行動によって、「江戸幕府は鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認めた」事実はなかった。その理由については『日本の偽りの主張「独島の真実」』を編纂した「東北アジア歴史財団」が、知っているはずである。2012年12月、「東北アジア歴史財団」では『東北アジア資料叢書 42』を刊行し、その中に『因幡国江朝鮮人致渡海候付豊後守様へ御伺被成候次第並御返答之趣其外始終之覚書』(以下、『覚書』)を収録しているからだ。そこには安龍福等の「渡海」に関して、安龍福等を追放か対馬藩に引き渡すよう、江戸幕府が鳥取藩に命じていた事実が記録されている。安龍福は、鳥取藩によって放逐されていたのである。この事実は、幕府が編纂した『通航一覽』にも記載されている。安龍福は、鳥取藩主と交渉して、鬱陵島と独島を朝鮮領とすることもなく、追放されていたのである。

その安龍福が、朝鮮に帰還後、「鬱陵島で漁労活動をしていた日本の漁民を追って隠岐諸島に漂着」し、その「日本の漁民15名は処罰された」と供述して、鳥取藩主との交渉では、鬱陵島と独島を朝鮮領としたと証言していたのである。

だがこれは偽証である。江戸幕府は1696年1月28日、鬱陵島への渡海を禁じ、2月には鳥取藩を通じて、『渡海免許』を回収していたからだ(注14)。その際、大谷・村川両家にも、「竹嶋江渡海無用」と伝えられていた。『渡海免許』が返納されてしまえば、大谷・村川家は鬱陵島に渡ることができなかった。大谷・村川家が鬱陵島に渡る際は、鳥取藩から「往来手形」を発行され、海驢嶺で使う鉄砲を鳥取藩から借り受けていたからである。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「日本は、1696年5月に鬱陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述についても、渡海禁止が1月に下ったことを根拠に嘘だと主張している」と批判している。だが『渡海免許』を返却した大谷・村川家は、鬱陵島には渡れなかった。「1696年5月に鬱陵島で日本人に出会ったという安龍福の陳述」は、偽りの証言だったのである。

これは『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』に依拠して、『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「安龍福が竹島(鬱陵島)と松島(独島)が朝鮮の江原道所属であると主張した」とし、

「この記録は『肅宗実録』に出てくる安龍福の陳述内容を裏づけるもの」としているが、その反論にも検証の余地があるということである。

確かに『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』では、安龍福が「朝鮮八道之図を八枚にして所持」し、「竹嶋は江原道東萊府の内の蔚陵島で、松嶋は同じ江原道の子山島」だと語っている。だが安龍福が「松嶋は同じ江原道の子山」と語ったとしても、その子山島が松嶋（竹島）であった証拠にはならない。安龍福が持参した八枚の「朝鮮八道之図」は、官撰の『新增東国輿地勝覧』に由来する地図だからである。

安龍福が持参した「朝鮮八道之図」の子山島は、『新增東国輿地勝覧』では于山島と表記され、蔚陵島と朝鮮半島の間には描かれている。それに于山島の所在は『世宗実録』『地理志』、『高麗史』『地理志』、『新增東国輿地勝覧』の段階では特定することができなかった。

その于山島が地図上に定着するのは、朴錫昌が『蔚陵島図形』（1711年）で、蔚陵島の東約2kmの小島（現在の竹嶋）に「所謂于山島」と注記してからである。その于山島は、後に鄭尚驥が蔚陵島の東側に小島を描いたことで、竹嶋のこととされたのである。

安龍福が持参した「朝鮮八道之図」の于山島は、『新增東国輿地勝覧』に由来する于山島で、『輿地圖書』や『大東地志』で確認するまでもなく、実在しない島であった。それを安龍福は、「松嶋は同じ江原道の子山島」と供述していたが、その実在しない子山島（于山島）は、松島（竹島）であるはずがないのである。この事実は、「安龍福の渡日活動に関する日本側の調査報告書である『元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書』」に対して、文献批判をすれば、自明である。

(6) 日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「1905年の島根県の独島編入は領有権の再確認であった」

【日本の主張はここが嘘】

「日本、日露戦争中、不法に独島を侵奪」

1905年1月、日本は日露戦争中に独島が持ち主のいない土地であるとして「無主地先占論」を楯に独島を侵奪した。しかし、その主張は1950年代以降「領有意思の再確認」に変わった。独島を自国の固有の領土であるという主張と、「無主地先占論」を根拠として独島を編入したという主張が互いに矛盾するという事に気付いたためである。「領有意思の再確認」という主張は、1877年の太政官指令など、「独島が日本と関係がない」としてきた日本政府の見解と相反する。（中略）

1905年の日本の独島編入は国際法上無効である。日本は「無主地先占論」にしたがって独島を編入したと主張するが、韓国では長い年月にわたって独島領有権を確立してきており、それは1900年10月25日、大韓帝国勅令第41号を通じて近代法的に再確認している。（以下略）

【(6) に対する反証】

ここで『日本の偽りの主張「独島の真実」』が批判しているのは、「1905年の島根県の独島編入は領有権の再確認」とする外務省の見解である。だがその見解は、「竹島の日」条例を制定した島根県の見解とは異なっている。外務省が「領有権の再確認」とするのは、竹島の領有権はそれ以前に確立したとみているからである。

だが島根県の「竹島の日」条例は、明治38年2月22日付の「島根県告示第40号」に依拠して、制定されている。それも明治38年（1905年）1月28日の「閣議決定」で、竹島を「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク、（中略）国際法上占領ノ事実アルモノト認め、（中略）島根県所属隠岐島司ノ所管」としたことを根拠としている。

一方、韓国側が竹島の日本領編入を「侵奪行為」とするのは、1900年10月25日の『勅令第41号』で、独島は韓国領になったとするからで、その論拠とされたのが『勅令第41号』の第二条である。そこでは鬱島郡の行政区域が、「鬱陵島全島と竹島石島」と定められ、その石島を独島とするからである。

その韓国側が1905年の竹島の島根県編入を、「日本は日露戦争中に独島が持ち主のいない土地であるとして「無主地先占論」を楯に独島を侵奪した」とするのは、1954年に竹島を武力占拠した韓国政府に対し、日本政府が9月25日、国際司法裁判所への付託を提案したことによる。これに対して韓国政府は10月28日、「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲物だ」、「日本が独島奪取を謀ることは韓国の再侵略を意味する」とする歴史認識を示して、日本政府の提案を拒否した。この時に示された「歴史認識」は、2005年3月23日、盧武鉉大統領による「韓日関係に関連して国民に伝える文」でも繰り返されている。

「日本は露日戦争中に独島を自国の領土として編入した。それは武力で独島を強奪したことだ。日本の島根県が「竹島の日」を宣言した二月二十二日は、百年前、日本が独島を自国の領土として編入したその日である。それは正に過去の侵略を正当化し、大韓民国の独立を否定する行為である」

この盧武鉉大統領の「歴史認識」は、1900年10月25日に公布された『勅令第41号』を根拠としている。その第二条で、鬱島郡の行政区域が「鬱陵全島と竹島石島」とされていることから、その石島を独島と解釈するからである。

だがその石島は、独島ではなかった。1882年、鬱陵島検察使の李奎遠は、鬱陵島の島内を描いた『鬱陵島内図』と、鬱陵島の付属島嶼を描いた『鬱陵島外図』を作成して、鬱陵島の全容を明らかにした。しかしその鬱陵島の付属島嶼を描いた『鬱陵島外図』には、独島が描かれていないのである。そこに描かれていたのは、朴錫昌の『鬱陵島図形』に由来する「所謂于山島」（竹嶼）と島項（日本名、観音島）の二島である。

その李奎遠の『鬱陵島外図』は、その後の鬱陵島地図の基本となり、日韓双方ではその地理的知識を共有していた。1883年、鬱陵島での日本人による材木伐採が問題になると、日本政府は檜垣直枝を鬱陵島に派遣して、現地調査をさせている。その檜垣直枝の「復命書」には鬱陵島の地図が添付されており、その地図に描かれていたのは竹島（竹嶼）と島項で、独島は描かれていなかった。

1900年にも、日韓合同の鬱陵島調査が実施され、その際、釜山領事官補の赤塚正助が提出した「復命書」（「鬱陵島山林概況」）には、「鬱陵島地図」が添付されていた。その「鬱陵島地図」には、竹島（竹嶼）と島牧、それに空島（孔岩）はあるが、独島は描かれていなかった。さらに大韓帝国が隆熙4年（1910年）に刊行した『韓国水産誌』では、鬱陵島の属島として竹嶼と鼠項島（島項）の二島を挙げている。

『勅令第41号』が公布される前後、鬱陵島の属島とされたのは竹島（竹嶼）と島項の二島で

ある。中でも赤塚正助が提出した「鬱陵島山林概況」では、鬱陵島の疆域を「東西凡六里強、南北凡四里強」と明記している。この種の表記は、伝統的に鬱陵島一島の広さを示している。

大韓帝国が1900年10月25日、『勅令第41号』を公布したのは、赤塚正助等とともに鬱陵島に赴いた視察委員禹用鼎の報告を受け、内部大臣の李乾夏が『鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守に改正することに関する請議書』（以下、『請議書』）を議政府会議に提出したからである。そしてその『請議書』では、鬱陵島の疆域を「該島地方は縦80里（日本の八里）で、横50里（日本の五里）」と明記していた。この鬱陵島の疆域を「縦80里、横50里」とする数字は、朴錫昌の『鬱陵島図形』に由来する。この事實は、朴錫昌の『鬱陵島図形』に独島（竹島）が描かれていなかったように、鬱島郡の行政区域（「鬱陵全島と竹島石島」）には、独島は含まれていなかった、ということなのである。

では「鬱陵全島と竹島石島」とされた石島は、もう一つの属島である島項だったのだろうか。そのヒントは、海図306号「竹邊灣至水源端」（1909年刊）にある。そこでは島項が、鼠項島〔SomokuSomu〕と韓国語音で表記され、この鼠項を伝統的な反切借字として読むと、鼠項島（「Soku=石」島）は石島と読むことができるからだ。

では何故、李奎遠は鬱陵島の北東にある小島を島項と命名し、韓国語音で表記したのだろうか。李奎遠は『鬱陵島検察日記』で、島項を「形、臥牛のごとし」として、「稚竹叢あり」としている。その島項を鼠項（島）〔Somoku Somu〕と表記し、それを韓国語として解釈すると「牛の首（項＝うなじ）の島」となる。李奎遠は、「形、臥牛のごとし」とした島項には、「稚竹」が叢生することから、それを「牛の首（項＝うなじ）」と見立てたのであろう。そしてこの鼠項島（島項）を反切借字として読み、漢音で表記すると「石島」になるのである。

1906年11月、大韓帝国は、鬱島郡の疆域を尋ねた統監府に対して、「郡庁は霞台洞にあり、該郡所管の島は竹島・石島で、東西が六十里、南北が四十里。合わせて二百余里」（注15）と回答している。鬱島郡の行政区域には、独島は含まれていなかったのである。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、1905年の竹島の島根県編入を日本による「朝鮮半島侵略の最初の犠牲の地」としているが、その「歴史認識」には何ら根拠がないのである。

(7)日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】

「サンフランシスコ講和条約の作成過程で、米国は独島が日本の管轄下にあるという意見だった」

【日本の主張はここが嘘】

「サンフランシスコ講和条約はカイロ宣言・ポツダム宣言の延長線上に」

連合軍総司令部は第二次世界大戦以後、サンフランシスコ講和条約の発効時まで独島を日本から分離して扱った。連合軍総司令部は日本占領時期を通して、独島を鬱陵島とともに日本の統治対象から除外される地域と規定した。連合軍最高司令官覚書（SCAPIN）第677号（1946.1.29）を適用した。（中略）

このように連合軍総司令部が独島を日本の領域から分離して扱ったことは、日本が「暴力および貪欲により略奪した」領土を放棄することを明示したカイロ宣言（1943年）やポツダム宣言（1945年）によって確立された連合国の戦後処理政策に拠るものである。即ち、独島は日本が

日露戦争中に暴力と貪欲によって奪った地であり、日本が放棄すべき韓国の領土だったのである。
(中略)

1945年8月の連合国の勝利、1948年8月15日の国連決議による大韓民国政府の樹立にしたがって、独島は朝鮮半島の付属島嶼として回復された。サンフランシスコ講和条約はこれを確認したものである。

【(7) に対する反証】

旧稿『韓国が知らない10の独島の虚偽』では、国際法と関連する大東亜戦争以後には触れなかった。それは韓国側には、竹島の領有権を主張できる歴史的権原が無い事実を明らかにした以上、敢えて論ずる必要がないと判断したからである。それに韓国側には、竹島(独島)の領有権を主張できる歴史的権原がないとなれば、韓国側が国際法的分野と竹島の島根県編入を争点とすることが予想されたからだ。竹島研究が歴史的分野から国際法的分野に移った時、独島の領有権を主張できる歴史的権原があるのか、韓国側に反問できると考えたのである。

今回、「東北アジア歴史財団」が刊行した『日本の偽りの主張「独島の真実」』が、旧稿のままだったのは、竹島の領有権を主張できる歴史的権原がない事実に対して、反証ができなかったからである。これはいかに詭弁を弄しても、韓国政府による竹島の占拠は「暴力と貪欲によって奪った」事実、変わらないということである。

現に、韓国政府が竹島を含めて公海上に「李承晩ライン」を設定した1952年1月18日は、「サンフランシスコ講和条約」が発効して、日本が国際社会に復帰する三ヶ月ほど前であった。それも「サンフランシスコ講和条約」では、竹島を韓国領とはしていなかった。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「連合軍最高司令部訓令第677号」の第三項を根拠に、「独島を鬱陵島とともに日本の統治対象から除外される地域と規定した」とし、「カイロ宣言(1943年)やポツダム宣言(1945年)によって確立された連合国の戦後処理政策に拠るもの」としているが、それは文献を曲解しただけのことである。

「連合軍最高司令部訓令第677号」では、「日本の範囲から除かれる地域」として、「(a) 鬱陵島、竹島、濟州島」の他にも、「(b) 北緯30度以南の琉球(南西)列島(口之島を含む)、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島。(c) 千島列島、齒舞群島(水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む)、色丹島」を列挙している。

だが「日本の範囲から除かれる地域」とされた内、「北緯30度以南の琉球(南西)列島(口之島を含む)、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島及び大東群島」等は、後に日本に返還された事実がある。これは「連合国軍最高司令部指令第677号」の第六項には、次のような規定があるからである。

この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。

これは『日本の偽りの主張「独島の真実」』が、「連合国軍最高司令部指令第677号」を根拠に、「日本が放棄すべき韓国の領土」と決め付けた竹島も、「最終的決定に関する連合国側の政策」ではなかった、ということなのである。

韓国政府が「李承晩ライン」を宣言し、竹島を含めたのは、「サンフランシスコ講和条約」の発効で、「連合軍最高司令部訓令第 1033 号」(SCAPIN1033)によって設定された「マッカーサーライン」が廃止されることになったからである。

その「連合軍最高司令部訓令第 1033 号」の第 3 項では、「(b) 日本の船またはその人員は、竹島(北緯 37 度 15 分、東経 131 度 53 分)へ 12 マイルより近くに接近しない、またその島とのいかなる接触もしない」と規定され、日本漁船の活動可能領域から竹島が除外されていた。ところが「サンフランシスコ講和条約」が発効し、「マッカーサーライン」が撤廃されることになると、韓国政府は、日本が国際社会に復帰する前に、「李承晩ライン」を宣言して、竹島を韓国領としたのである。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その不法行為を正当化するため、「連合軍最高司令部訓令第 677 号」を根拠に、「日本の範囲から除かれる地域」に竹島が含まれていたと強弁し、それを「連合国の戦後処理政策に拠るもの」として、竹島を「日本が放棄すべき韓国の領土」としたのである。だがそれは「連合軍最高司令部訓令第 677 号」や「連合軍最高司令部訓令第 1033 号」を恣意的に解釈しただけの妄言である。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、独島の領有を正当化するため、「日本が『暴力および貪欲により略奪した』領土を放棄することを明示したカイロ宣言(1943 年)やポツダム宣言(1945 年)によって確立された連合国の戦後処理政策に拠るもの」としているが、韓国側には竹島の領有権を主張できる歴史的権原がない以上、竹島を「暴力および貪欲により略奪した」のは、韓国の李承晩政権ということになるのである。

(8) 日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する 10 のポイント」の主張】

「在日米軍が独島を爆撃訓練区域として指定したことは、日本の独島領有権を認めた証拠である」

【日本の主張はここが嘘】

「米空軍は韓国政府の抗議で独島を爆撃訓練区域から直ちに除外」

独島は韓国の漁民たちの重要な漁業活動区域であった。しかし、日本政府は独島に対する領有権を主張するために、独島において操業中であった韓国の漁民が多大な被害を受ける可能性が大であったにもかかわらず、独島を米軍の爆撃訓練区域として指定するよう誘導した。このような事実は、日本の国会議事録を通じて確認することができる。

*1952 年 5 月 23 日、衆議院外務委員会において島根県出身の山本利寿議員の質疑に対して石原幹市郎外務次官が答弁した内容。

山本議員：今度日本に駐留軍の演習地の設定にあたって、その竹島あたりが演習地に指定されるならば、この領土権を日本のものと確認されやすい、そういうような考えから、これが演習地の指定を外務省がむしろ望んでおられるというようなことがあるかどうか、その点についてお伺いいたします。

しかし 1952 年 11 月、韓国政府が米空軍の独島爆撃訓練に対して抗議するや、米空軍は即刻独島を爆撃訓練区域から除外した。米大使館は、独島を爆撃訓練地として使用しないことを韓

国政府に公式的に通告した。

【(8) に対する反証】

1952年5月23日、衆議院外務委員会で島根県選出の山本利寿議員が、「今度日本に駐留軍の演習地の設定にあたって、その竹島あたりが演習地に指定されるならば」と質疑したのは、その四ヶ月程前に、韓国の李承晩大統領が「李承晩ライン」を公海上に設定し、島根県の竹島を韓国領としたからである。それも日本は、4月28日に「サンフランシスコ講和条約」が発効して、国際社会に復帰したばかりであった。

それを『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、「独島において操業中であった韓国の漁民が多大な被害を受ける可能性が大であったにもかかわらず、独島を米軍の爆撃訓練区域として指定するよう誘導した」としているが、竹島（独島）は日本領である。日本領である竹島に「駐留軍の演習地の設定」がなされるとすれば、それによって奪われた竹島の「領土権を日本のものと確認されやすい」と考えるのは、自然な発想である。

だが島根県では1952年1月17日の時点で、竹島が「昭和25年7月6日付 SCAPIN2160をもって、米軍海上爆撃演習区域に指定されているので」、「政府に竹島の演習地区指定解除と竹島における漁業の解除について要望」（注16）している。

韓国政府が「李承晩ライン」を宣言するのは、その翌日である。それは昭和22年（1947年）から始まった韓国側による日本漁船の拿捕が、より熾烈になることを意味していた。『日韓漁業対策運動史』は、「終戦後茲に二十年、韓国の国際法を無視した不法拿捕は、実に漁船三二八隻、抑留船員三九二九人、死傷者四四人にして、この損害額は総計九十億三千百万円に達する」（注17）として、その被害の大きさを伝えている。

(9) 日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する10のポイント」の主張】「韓国は独島を不法占拠している」

【日本の主張はここが嘘】

「独島は大韓民国が正当に領土主権を行使」

日本は1905年、島根県の告示によって独島を侵奪した。1910年からは朝鮮総督府が不法に韓国を統治した。だが1945年、第二次世界大戦において連合国が勝利し、韓国は独島の領土主権を取り戻した。韓国は1948年8月の政府樹立直後に独島に「慶尚北道鬱陵郡南面道洞1番地」という住所を付与し、主権を行使してきたが、これに対して連合国と日本は何の異議も提起していない。

現在独島には住民が居住している。また、警察と公務員が常駐し、独島を防衛するとともに、灯台や放射能感知機等の施設や設備も設置して運営している。そして、鬱陵島を母港とする観光船が鬱陵島と独島間を運行中であり、毎年10万人を超える国内外の観光客が独島を訪れている。

韓国政府は独島の自然環境と生態系を保護するために、1982年、独島を天然記念物第336号「独島海鳥類繁殖地」に、1999年には「独島天然保護区域」に指定した。

このように、韓国政府は法的正当性に基づいて、独島に確固たる領土主権を行使している。

【(9) に対する反証】

これまでも述べてきたように、1905 年当時、竹島は「無主の地」であった。それを「日本は 1905 年、島根県の告示によって独島を侵奪した」とするのは、事実ではない。韓国側には竹島の領有権を主張できる歴史的権原がない以上、「第二次世界大戦において連合国が勝利し、韓国は独島の領土主権を取り戻した」とすることもないからだ。

竹島は歴史的にどこの国にも属したことの無い日本の領土である。当然、「独島は大韓民国が正当に領土主権を行使」する対象にはならないのである。韓国政府が独島に警察と公務員を常駐させ、灯台や放射能感知機等の施設や設備を設置するのは、不法占拠の後ろめたさ隠す、カモフラージュである。

そのため「韓国政府は独島の自然環境と生態系を保護するため」としながら、竹島に住民を居住させ、観光客を上陸させている。だがそれは自然環境と生態系を破壊する行為で、実際に竹島のアシカを絶滅させたのも、韓国側である。

「慶尚毎日新聞」（ネット版）では、竹島のアシカが絶滅した背景について、「アシカの海狗腎と肉を得るため、独島を警備していた隊員は、竹島の東島頂上から機関砲を撃ち、射撃訓練をしていた」と伝えている。また竹島周辺でイカ漁等の漁業が盛んになり、夜間、集魚灯近くにアシカが出現すると、漁師達がアシカを追い払ったという。竹島に群棲していたアシカは、繁殖地を失い、絶滅したのである。韓国政府が独島の自然環境と生態系の保護に気づくのは、竹島（独島）からアシカが消えた 1970 年代である。

(10) 日本の偽りの主張

【「竹島問題を理解する 10 のポイント」の主張】

「日本は独島の領有権問題を、国際司法裁判所を通して解決することを提案したが、韓国がこれを拒否している」

【日本の主張はここが嘘】

「独島は大韓民国の主権の象徴、国際司法裁判所へ付託する理由なし」

独島は歴史的・地理的・国際法的に明らかに大韓民国固有の領土であり、現在大韓民国は独島に対する立法・行政・司法のすべての面から確固たる領土主権を行使している。したがって、独島は外交交渉や司法的解決の対象とはなりえない。

1954 年、独島領有権問題を国際司法裁判所へ付託しようという日本政府の主張に対して、韓国政府は次のような立場を伝えたが、この立場は現在も変わっていない。

日本政府の提案は、司法手続きを仮定したさらなる虚構の試みに他ならない。韓国は独島に対する領有権を保持しており、韓国が国際司法裁判所においてこの権利を証明せねばならない理由は何ら存在しない。

独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲であった。日本の独島に対する非合理的でしつこい主張は、韓国国民にとって、独島は単なる東海の小さな島ではなく、韓国の主権の象徴である。

韓日両国が不幸な歴史を繰り返すことなく、相互友好増進を通して東北アジアの平和と繁栄の礎を築くためには、まず日本が誤った独島領有の主張を中断するべきである。

【(10) に対する反証】

ここに示された「独島は日本の韓国侵略の最初の犠牲であった」とする歴史認識は、竹島を侵奪した韓国政府が捏造した「虚偽の歴史」が基になっている。歴史的に韓国領であったことのない竹島が、「韓国の主権の象徴」とされるのも、歴史に対する省察を欠いているからである。東北アジアで不幸な歴史が繰り返されるとしたら、その元凶となるのは歴史を無視した韓国の「歴史認識」である。虚偽の歴史を捏造しては、根拠のない日本批判を繰り返すからである。「東北アジアの平和と繁栄の礎を築くためには」、まず韓国が歴史を正視し、竹島を返還することから始めなければならない。

注 1、Web 竹島問題研究所『韓国が知らない 10 の独島の虚偽』、但し第 6 回まで掲載。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/dokutonokyogi/>

注 2、『大日本史』巻之三百八、「地理志」第六五、「隠岐国下条」

注 3、池内敏『竹島問題とは何か』所収「第四章『隠州視聴合記』の解釈をめぐって」(名古屋大学出版会)、79 頁～106 頁、池内敏『竹島 - もう一つの日韓関係史』(中公新書 2359)、140 頁

注 4、李瀾『星湖僊説類選』(韓国明文堂)巻九之下、「経史篇八」で、「息累世之争復一州之土」として、鬱陵島を一州としている。漢文では島は州とも表記される。

注 5、『日本外交文書』第二巻第三冊、(五七四)「外務省ヨリ太政官辨官ヘノ伺書」では、『朝鮮国交際始末内探書』の「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」に該当する調査項目を、「右之條々取調出来候ハ一ト先帰府可致尤迫而 皇使被差遣候迄居留いたし深他国之情態遂探索候ハ一猶更御都合之儀ニ付申合便誼ニ可被取計候事」とする。

注 6、島根県総務部総務課編『竹島関係資料集 第二集』(『島根県所蔵行政文書一』)2011 年、49 頁

注 7、李鎮明『独島、地理上の再発見 (改正増補版)』2005 年、272 頁

注 8、李鎮明『独島、地理上の再発見 (改正増補版)』2005 年、274 頁

注 9、東北アジア歴史財団編 (教師用)『独島教育参考資料我が領土独島に会う』2011 年、東北アジア歴史財団編『独島を正しく知る』2011 年～2019 年、

注 10、新訂増補『徳川実紀第二篇』「台徳院殿御実紀」巻四十五、元和三年三月六日条

注 11、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』1966 年、所収「阿部権八郎より大屋九右衛門宛書簡」73 頁、「亀山庄左衛門より大屋九右衛門宛書簡」77 頁

注 12、竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究「最終報告書 (資料編)』2007 年、所収『磯竹島事略 (坤)』(「伯耆守江段々相尋候付、又々書付差出候覚」)16 頁

注 13、竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究「最終報告書 (資料編)』2007 年、所収『磯竹島事略 (坤)』(「同年正月廿三日松平伯耆守留守居召寄相尋候処、段々書付を以、伯耆守より被申聞候覚」)18 頁

注 14、竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究「最終報告書 (資料編)』2007 年、所収『磯竹島事略 (坤)』(「同月十日松平伯耆守留守居召寄、申聞候趣」)21 頁、

注 15、1906 年 7 月 13 日付『皇城新聞』所収、「鬱島郡の配置顛末」

注 16、田村清三郎『島根県竹島の新研究』1965 年、74 頁

注 17、日韓漁業協議会編『日韓漁業対策運動史』(昭和 43 年)、436 頁